

大山崎町長 様

所在地

事業者名称

代表者名

⑨

担当者役職・氏名

電話番号

メールアドレス

大山崎町「天王山」ふるさと応援寄附金 返礼品協力事業者登録申込書 兼 返礼品提案書

返礼品協力事業者の登録要件すべてに適合することを誓約・同意のうえ、返礼品協力事業者として登録を申し込みます。また、返礼品の登録要件に該当する以下の商品を返礼品として提案します。

事業者の業種・業務内容	
返礼品として提案する商品名	
商品の概要・アピールポイント等 ※カタログ等の資料があれば、添付してください。	
商品の販売・発送可能時期	<input type="checkbox"/> 通年 <input type="checkbox"/> 期間限定（ 月～ 月限定） <input type="checkbox"/> 個数限定（ 個限定）

【返礼品協力事業者の登録要件】

- 各種法令等を遵守した生産、製造、加工又はサービスの提供を行なっていること。
- 町内に本店（本社）、支社（支店）、営業所、工場等を有する法人、団体又は個人事業者であること。ただし、町内で生産されたもの、又は商品の原材料の主要な部分が町内で生産されたものの加工・製造・販売を行ない、本町をPRしていると認められる場合は、町外の事業者も可能とします。
- 町税等の滞納がないこと。
- 代表者や役員等が、大山崎町暴力団排除条例（平成24年12月28日条例第19号）第2条に規定する暴力団員若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- 上記（1）から（4）の事由の有無の確認のため、町が行なう調査については、これに同意するとともに、町が調査に必要な書類の提出を求めた場合は、速やかに提出すること。
- 大山崎町個人情報保護条例（平成16年6月30日条例第10号）及び関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。
- 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有し、受注連絡を電子メールにて受け取れる状態にあること。

【返礼品の登録要件】

- 関係法令（地方税法、総務省令、総務省告示等）で示される各基準に準じたものであること。
- 品質及び数量の面において安定供給が見込めること。ただし期間限定及び数量限定で供給するものを除く。
- 飲食物の場合は、寄附者への商品到着後、概ね5日間程度の賞味（消費）期限が保証されること。
- 換金性の高いものや金額の記載のある優待券、旅行券等でないこと。
- 返礼品の価格は、商品代、梱包代、消費税等を含み、寄附金額の3割を限度とすること。